

## 第14回EPA・農業ワーキンググループ議事要旨

---

### (開催要領)

1. 開催日時：2007年11月15日(木) 10:00～11:30
2. 場所：中央合同庁舎4号館509会議室
3. 出席者：

|      |        |   |
|------|--------|---|
| 主査   | 浦田 秀次郎 | 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授                       |
| メンバー | 伊藤 隆敏  | 東京大学大学院経済学研究科教授                           |
| 同    | 少徳 敬雄  | 松下電器産業株式会社客員<br>APECビジネス諮問委員会 (ABAC) 日本委員 |
| 同    | 高木 勇樹  | 農林漁業金融公庫総裁                                |
| 副主査  | 本間 正義  | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授                        |

### (議事次第)

1. 開会
2. 議事  
WTO・EPAの進捗状況について
3. 閉会

### (配布資料)

- 資料1 WTOについて  
(外務省・財務省・農林水産省・経済産業省提出資料)
- 資料2 EPAについて  
(外務省・財務省・農林水産省・経済産業省提出資料)
- 資料3 経済財政改革の基本方針2007(抄)

---

### (概要)

○浦田主査 ただいまよりEPA・農業ワーキンググループ、第14回会合を開催する。

皆様におかれては、お忙しい中、御出席いただき御礼を申し上げます。

本日は、外務省より草賀経済局審議官、農林水産省より山下大臣官房審議官、経済産業省より田中通商政策局経済連携課長、財務省より坂口関税局審議官にお越しいただいている。なお、経済産業省からは中富審議官が御出席の予定であったが、田中課長に代理で御出席いただいている。

本日は、まず事務局より、「経済財政改革の基本方針2007」におけるWTO・

EPAの取組に関する記載事項について説明していただく。その後、外務省よりWTO・EPA交渉の進捗状況について総括的な説明をしていただき、必要に応じて各省から補足的な説明をしていただいた後に、質疑応答を行いたい。

それでは、まず、事務局よりWTO・EPAの進捗状況について説明をお願いしたい。

○梅溪審議官 お手元の資料3をご覧ください。これは6月19日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」、「骨太の方針2007」の抜粋である。

「第2章 成長力の強化」のところで、WTO・EPAに関する記述がある。「2. グローバル化改革」で(1)がWTO・EPAの取組強化であるが、4つの柱からなっており、①がWTOドーハ・ラウンドへの積極的取組というもので、平成19年中の妥結に向けて積極的に取り組むという内容である。

②がEPA交渉の取組強化というもので、EPA工程表に従って交渉を積極的に推進する。その結果、平成21年初めにはEPA締結国が少なくとも3倍増超、12か国以上になることが期待される、となっている。

次ページの別表がEPA工程表である。左側に国・地域が並んでおり、6月19日時点での現状を掲げているが、一番上のシンガポールから順に見ていくと、7か国目がブルネイであり、ブルネイとは6月18日に署名されている。その下のインドネシアとは2006年11月に大筋合意されているが、2007年中の可能な限り早期の署名を目指すという内容になっている。それから下の国・地域が交渉中という内容である。

3倍増超、12か国以上になるという意味は、上から4つのシンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピンまでが既に発効されたり、国会で承認されたりしているので、これを3倍にして12か国以上になるということである。

12の意味であるが、1つのEPAをカウントの対象にしている。ASEANはたくさんの方が入っているが、ASEANと結ぶと締結国の数がぐっと増えるというわけではなく、1つのEPAと数える。そういう意味で、12か国以上というのは、この行の数でカウントしていき、12以上のEPAの締結を目指すというのが内容になる。現在各省において取組が進められているところである。

②の続きであるが、世界では大経済圏を含む各国間でFTA交渉が活発化しつつあるが、米国・EUを含め、大市場国、投資先国等については、諸外国の動向、これまでの我が国との経済関係及び各々の経済規模等を念頭に置きつつ、将来の課題として検討していく。可能な国・地域から準備を進めていく。また、ASEAN+6の経済連携構想を含め、広域経済連携の研究を推進するとなっている。

③が質の高いEPAの締結ということで、貿易自由化の度合いに加え、サービス・投資・知的財産等幅広い分野で質の高いEPA締結を目指す。

④が国境措置だが、WTO・EPA交渉の中で、国境措置の対象品目の絞り

込みや関税率の引下げにおいて、交渉のイニシアチブを発揮していくとともに、差額関税制度の在り方について検討する。国内農林水産業等の体質強化の進捗に留意する。妥結内容によって影響が発生する場合は、構造改革に資するものに限定して、計画的な措置を講ずるとというのが「骨太の方針」の内容になっている。この方針に従って、現在、取組が進められているところである。

○浦田主査 どうもありがとうございました。

それでは、外務省より総括的な説明をお願いしたい。

○草賀審議官（外務省） お手元の資料に沿い、最初にW T O、次にE P Aについて御説明申し上げたい。

まず、W T Oの資料は4省で調整したものであるが、1ページ目には、W T Oの交渉のこれまでの経緯が書いてある。ドーハ・ラウンドは2001年11月に始まってから、もう6年経っているわけであるが、非常に紆余曲折を経てここまで来ているので詳細は割愛させていただきたい。ただ、御承知のように、図でいうと一番左だが、昨年7月に閣僚会議をやったものの交渉が中断し、しばらく冷却期間があって、今年1月にようやく立ち上がったというところである。いろいろな経緯で中断をしたわけだが、基本的にはここに書いてあるような三角形、つまり農業市場アクセスと農業国内支持、非農産品（即ち鉱工業品）の市場アクセスという三者のすくみ合いというか、そういう膠着状態を打開できず、交渉が中断したということである。

基本的な構造は、今年1月に本格交渉が再開して以降も変わってはいないが、1つ言えるのは、今年前半の特徴的な動きは、左から3番目のG 4、下の注2であるが、アメリカ、EU、ブラジル、インドという先進国を代表して2つ、途上国を代表して2つという国が入った少数国の会合をシニア・オフィシャルのレベルで、また、その閣僚レベルにおいても非常に頻りに交えて集中的にやってきたということである。時折、日本とオーストラリアが加わる形でのG 6もやってきており、実は、今年6月にはポツダムでこのG 4の閣僚が集まって、マラソン交渉をやるというところまで行って、ここでひょっとしたらブレークスルーが見られるかもしれないという期待もあったのだが、当初の予定よりむしろ早く2、3日で決裂した。

決裂のポイントは、アメリカが農業の国内支持の削減に応じなかった一方で、ブラジルとインドは鉱工業品の大幅関税削減に消極的であったという、先ほど申し上げた三角形の構図の中での膠着が、むしろここでまた改めて顕在化したということである。若干、先進国対途上国という対立的な雰囲気がこのころ出てきたわけで、少数国で引っ張っていく図式がここで中断したのだから、7月以降はジュネーブのマルチのプロセスにまた回帰してきた。

時を同じくして、6月末にはアメリカのT P A（貿易促進権限）が失効する

ということで、前途がどうなるか危ぶまれたわけだが、それ以降、実は今日に至るまで一応交渉はちゃんとやってきている。

その中で、今年7月に、大きな動きとしては、農業と NAMA（非農産品市場アクセス）の交渉議長2人が議長テキストというものを発出して、それを受けていろいろな議論が行われたことがあった。農業交渉議長テキストについては、穴もかなり多かったこともあって、むしろフレキシビリティがあるということで、各国ともそれなりに受入れの反応は悪くなかった。日本も含めて、いろいろ難しい問題があると言いながらも、交渉のベースにはなるということだったが、NAMA のテキストについては、むしろ焦点を狭めて提出したものであるから、特に途上国の方から非常に強い反発が出て、一時は NAMA のテキストは受け入れられないのではないかということが危ぶまれた。その後いろいろ議論を経て、アップ・アンド・ダウンが実はあったが、一応トータルに NAMA のテキストを拒否するというのではなくて、一応交渉のベースにはなるということが途上国にも認められるような状況にまで来ている。

議長テキストのポイントと7月末時点での主要国の立場については、資料の2枚目の、先ほど申し上げた三角形のところになるが、もう一度簡単に申し上げたい。まず、左の農業国内支持だが、これは農業の補助金である。これについては、アメリカ対アメリカ以外という構図になっていて、アメリカは実は乳製品とか大豆、綿花、トウモロコシ、砂糖、米といった品目に対して多額の補助金を支給している。アメリカは自国の国内支持、補助金を削減することの見返りに、日本やEU等に対しては農業の市場アクセスを大幅に拡大するように、そしてまた、途上国に対しては、特にブラジルやインドに対してであるが、NAMA での譲歩を強く求めているということである。

ちなみに、7月の農業交渉議長テキストについては、アメリカの国内支持の全体削減は130～164億ドルまでの削減率を提示している。アメリカも当初はいろいろ言っていたが、9月以降の交渉の中でほかの国が同様の柔軟性を示すという前提で、自分たちも農業交渉議長のペーパーの範囲を受け入れる用意があるという話をしている。

2番目、農業市場アクセスであるが、これは関税削減だが、これについては、日本、EU、インドという食料純輸入国と、アメリカ、ブラジル、オーストラリアという食料輸出国の対立の構図が鮮明になっている。農業の市場アクセスについては、日本、EUなどは、削減は現実的であるべきと、そして、十分な柔軟性を確保すべきであると主張しながら、他方でアメリカの農業補助金とか途上国の鉱工業品の関税削減については強く求めていくという構図である。

これに対してアメリカ、ブラジル、オーストラリアの食料輸出国は、EU、日本等の輸入国に対しては大幅な農業市場アクセスの拡大を求めて、先ほど申

し上げたような NAMA については、そちらの改善を求めているということである。

ここでのポイントは、一般品目の削減率がどの程度であるべきか、それから、上限関税を設定すべきかどうか、一般品目とは違って例外的な扱いを許容される重要品目の数と扱いはどのようなものであるべきかというのが論点である。

ファルコナー農業交渉議長テキストの発出を受けて、EU にとっての一般品目の関税削減や重要品目の扱い等の問題点を指摘した。これに対してブラジルは G20 というものを代表している。それから、オーストラリアがケアンズ・グループというもの、これも農業産品の輸出国グループだが、これを代表して、やはり市場アクセスではもっと大幅な拡大を求めるという立場にある。日本にとってこれは厳しい内容であるので、現時点で同意できるものではないが、各国にとっても同じような状況なので、テキストをたたき台にしてマルチの場で積極的に議論を行って、必要な修正を求めていくという立場を表明している。

最後に、NAMA であるが、非農産品、鉱工業品を中心とする品目については、先進国が高いレベルの削減を求めている。要するに、途上国の保護主義的な関税が非常に高いものであるから、その引下げを求めている。先進国の NAMA の関税は極めて低いレベルなので、非常に攻める立場になっている。

他方で、ブラジル、インドといった途上国は、自国の産業保護あるいは関税収入といった点で非常に保護しなければいかんということで、強い抵抗を示すということである。

譲許税率の水準を先進国と途上国で比較すると、日、米、EU といった先進国は大体 2～3% と非常に低い水準だが、ブラジル、インド等の途上国は 30% 台という高い税率を維持しているということなので、この分野では先進国の関税削減率をどうするのか、途上国の扱いはどうすべきかが論点になっている。

この点について NAMA の議長テキストの発出を受けて、今 3 つのグループができています。1 つは先進国グループで、日、米、EU であるが、第 2 に NAMA のイレブンと呼ばれるアルゼンチン、ブラジル、インド等が入った強硬派のグループで、これは大幅な関税削減に強く反発するというグループである。3 番目に、いわゆる中間派と呼ばれるグループで、チリ、コロンビア、中国、メキシコ、タイ、シンガポールといったグループで、これは議長テキストの内容をおおむね支持するというので、1 つの作戦としては、この中間派グループを日本あるいは先進国としてはエンカレッジして、途上国を分断していくというような話が出てくるわけである。

次に、議長テキストの全体的な評価であるが、農業交渉議長のテキストについては、先進国に対してかなり野心的なレベルの削減、関税削減と補助金削減を求めている。他方において、途上国については、先進国とは異なる柔軟な扱いということがあって、特に SP と呼ばれる特別品目、それから、SSM と呼

ばれるスペシャル・セーフガード・メカニズムというものについては、若干更なる協議が必要だということで具体的なテキストを示していない。そんなこともあって途上国の方は、即反発せずにこれを交渉のベースにするということのみやすかったということである。

実はこういう残された論点があるので、9月以降に議論を行うということになって、実は今日に至るまでこの部分、相当大きなところもあるが、まだまだ穴が残っていると最初に申し上げたが、そのところを今、技術的な議論を集中的に重ねて、埋めつつあるところである。

農業の議論の進展については、評価が2つあって、かなり高い事務レベルを含めて議論をすることによって、着実に、かなり論点のギャップは埋まりつつある。ペースは必ずしも十分迅速ではないものの、これを続けていくことによってかなりギャップを縮め、最終的に政治レベルで、本当に絞り込んだ主要な数値の是非について、とるかからないか、その中間にするのかという議論をするということといいという評価と、ややペースが遅過ぎるということで、もっとスピードアップするため、それから、農業だけではなくてNAMAとの交換レートをどうするのかという、もっと水平的な議論が必要だという評価、それを早く始めるべきだという評価と両2つに分かれている。

最近の動きとして、APECの首脳会議がオーストラリアで9月にあったが、ここでは年内に最終局面に入るという政治的な意思を首脳レベルで表明すると同時に、農業、NAMAの交渉テキストをベースとして交渉をすべきだということになった。APECであるから、世界の半分以上のGDPを占める国が集まっているわけで、そういうところで強い意思表示はなされている。

現在ジュネーブでどうなっているかということだが、農業交渉においては今申し上げたような技術的な議論を中心に、いろいろなグループ、コアグループとかテーマ別会合とかあるいは全体会合において、問題に応じて議論を重ねてきていて、日本はこれらのいずれのプロセスにもしっかり参加している。これは今年前半のG4中心の少数国でやったときとは違う動きで、日本はかなり中に入って、1つの中心としてやっているということである。

先ほど申し上げたNAMAについては、まだ南北対立の様相もある中で、引き続きこれをどうするかということで、総論的に首脳レベルで合意は間近とか、合意は可能であるという話はあるが、ジュネーブの交渉レベルでまだ支持が十分に行き渡っていないというか、使い分けているのかわからないが、そういう中でまだ進捗が十分見られないという状況である。

今後の見通しであるが、私どもは今ドーハ交渉が大変重要な局面を迎えていると思っている。アメリカのTPA権限は既に6月末に切れて久しいわけだが、今のところは、これまで皆ぶつぶつ言いながらも、交渉に積極的に参加してき

ているということである。ただ、今後アメリカで来年から本格的な大統領選挙が始まっていく中で、どこまで行くか、交渉が来年のどこかで停滞しないのかという心配はあるわけである。

そういう中で日本としてどうするかということだが、3つ重要な点があると思っている。第1に、交渉議長テキストをベースにマルチの議論に積極的に参加し、それを詰めていくということである。そういう中で、日本が今年前半のように外されることなくしっかり発言権を確保していくということ、今の調子でやっていくべきだろうと思っている。

第2に、包括的でバランスのとれた成果を目指すということである。これは農業についても各国ごとに攻めと守りは違う。例えば、NAMAの方で守りに入る場合もあるし、日本の場合はむしろ逆なわけだが、守るところは守る、攻めるところは攻めるということで方針を立てている。

それから、資料3にあるように、今は農業、NAMAがどうしても中心となっているものの、これだけでは実は十分ではなく、サービス、ルール、貿易円滑化といった問題も大変重要である。サービスはもちろん、主要先進国のGDPの7割近くを占めているわけだから非常に大事だし、ルールはアンチダンピングの濫用を戒めるとか、補助金あるいは地域貿易協定の話といった、きちんとすべき規則はきちんとすることを目的としている。それから、貿易円滑化については、地味だが、貿易を拡大していく上では実務的に大変重要だと思っているので、これらを一緒にやった包括的でバランスのとれた合意をしていくことで、世界の貿易を大きく拡大していきたいと思っている。

第3に、今度のドーハ交渉は開発ラウンドと言われており、途上国もそういう意識でいるので、やはり開発の趣旨をきちんと盛り込んでいかないと、彼らものまないということがある。この中で、今、WTO全体としては、11月20日、21日にジュネーブでエイド・フェア・トレード、貿易のための援助のグローバルレビュー会合が行われる。貿易のための援助というのは、要するに、単に関税を下げるだけでは貿易は拡大しないので、途上国の供給能力をもっと拡大してやらなくてはならない、実際問題としては市場がオープンになったというだけではだめだということ、供給サイド、例えばインフラの整備だとか、あるいは貿易関連の技術協力あるいは生産能力を向上させるとか、そういった面も着目して対応するということである。

ちなみに、このコンテクストで日本としては香港閣僚会議の際に発表した開発イニシアチブという、途上国が最初の生産の局面、それから、その生産物を流通させる局面、そして、それを販売するあるいは逆から言えば購入する局面において、それぞれ中身をつくって、包括的に策をとっていく必要があるという趣旨の下に、例えば、生産であれば輸出生産者の生産品の特定とか、あるいは

は流通であれば流通市場とかあるいは港湾インフラの整備、あるいは購入であればLDCを対象にした無税無枠の実施といった取組をしっかりとやっていくということを方針としている。

そういうことで、日本全体として、交渉の早期妥結ということを目指して、今いつまでにといい確たる期限がない状態になってきており、幸いにもどうしてもここまでに妥結しないと交渉が完全に決裂するという期限は必ずしもないが、できるだけ早い妥結を目指して、包括的でバランスのとれた成果が得られるよう、関係省庁で今、皆、力を合わせてやっているところである。

WTOについては以上である。

次に、多少短くEPAの説明をさせていただきたい。EPAもお手元に資料をお配りしている。

まず1ページ目、これは梅溪審議官のご発言と重複するが、簡単にレビューをさせていただきたいと思う。前回、このEPA・農業ワーキンググループで現状説明を申し上げたのが今年4月ということで、特にその後の話を簡単にレビューしたいと思う。上の5つの中で言えば、チリとタイがそれぞれ3月、4月に署名して、チリについては9月3日、タイについては11月1日によろやく無事に発効している。

ブルネイとは6月に署名をしている。インドネシアとは8月に署名するというので、工程表にのっとって鋭意やっている。今、開会中の臨時国会で御審議いただくことになるかどうかまだわからないが、両方とも重要な協定だと思っているので、与党の国対等とも相談して、今検討しているところである。

8月末に日ASEANの包括的なEPA交渉で大筋合意を見ている。これも現在11月21日までである日ASEANの首脳会議あるいはその前の経済大臣会議といったところでの妥結を目指して、今、鋭意最後の調整をやっているところである。具体的な協定、テキストの条文等の最終調整をやっている。

残ったところで申し上げると、フィリピンがどうなっているのかということだが、署名は去年9月にしているわけである。実は、日本の方は国会の承認もいただいているが、フィリピン側においてなかなか時間がかかっている。要するに、フィリピンの上院にその承認権があるのだが、上院の外交委員会の委員の23名のうち3分の2ということで16名以上の賛成を得る必要がある。それがなかなか難しく、多くの上院議員がまだ立場を留保しているということで、予断を許さない状況になっている。ちなみに在京のシアゾン・フィリピン大使も、本国とも連携して一生懸命本国に戻って説得するとか、議員説明を一生懸命やっておられるところである。

その他、交渉中が6件ある。韓国とは残念ながら引き続き交渉は中断中である。大統領選挙が12月にあるので、その後どういう展開になるのか、期待を持



って、我々としてはいつでも交渉に応ずる用意があるということを随時韓国側に伝えてきている。

その他、ベトナム、サウジ以下のGCC、インド、豪州、スイスということだが、総じて言うと、それぞれスピード感を持って交渉に取り組んでいきたいという気持ちでやっている。一言ずつ申し上げると、ベトナムについては今年1月に交渉を開始して、既に5回の会合をやっている。ちょうど一昨日、昨日も中間会合をやっている。ただ、問題はベトナム側が途上国、特にASEANの中でも後発の方であるから、非常に保護主義的というか、産業保護的なので、自由化率を上げることに非常に渋っている。その改善を促す努力をやっていて、どれだけ自由化を引き出せるかが課題になっている。

GCCだが、これも重要な資源エネルギー国であるが、これについては今年1月に第2回会合をやったものの、その後ずっとGCC側の都合で会議日程が整わないという状態で、実は今年4月と7月にも会合を予定していたが、キャンセルとなった。

インドは今年1月に交渉を開始して、これまで4回やっている。先月私も行ってきたが、インドも関税を引き下げることについては消極的で、それをWTOに整合的にちゃんとやってくれということで強く働きかけている。インド側の主張は、インドは途上国なので日本のような先進国と比べたらハンディをつけるべきということを書いており、どこまでそれを認めるのかが問題である。マルチのWTOの世界ではS&Dといってハンディはあるわけだが、二国間交渉なのだから、ハンディというのはおかしいではないか、この場合はないだろうということを書いているわけだが、全然動かないということで可能な範囲で配慮できないかということを考えながら、できるだけインドについては自由化を高めるように今やっている。かなりギリギリのところまで来ている。

オーストラリアは非常に難しい交渉であるが、今月上旬にやった。私もキャンベラに行ってきたが、これは難しいとはいえ、実は全体で20分野あって、農業だけではなく、むしろ資源・エネルギーといったものとか、その他サービスとか政府調達とか多々あるわけである。だが、先進国同士らしくそういう分野は非常に進んできている。問題の物品の農業分野については、やはり日本の特殊な状況もあるので、センシティブな状況を前回、今回と、縷々説明して、かなり理解を求めて、向こうも深めつつあると。もちろん、基本的な立場は違うので、完全に一致するということはないが、そういうプロセスを丁寧を経て、次の段階、更に次のリクエスト・オファーに向けた段階に進めるようにやっている。

ちなみに、スイスについても、これも先進国のヨーロッパで初めての国で、オーストラリアとスイスというのは日本にとって初めての先進国とやっている

わけだが、スイスもやはり話はよくわかり合えるので、基本的には順調に広範な分野で交渉が進んできているということである。

今後のEPAの方針であるが、先ほども梅溪審議官からお話をいただいたように、基本的にここで御議論をいただいて、閣議決定された方針、3ページ目の工程表に従い、今、積極的に交渉をやっている。再来年、平成21年初めまでに締結国を3倍以上、12か国以上とするように頑張っていくということである。

それから、日米、日EUのEPA交渉については、将来の課題として検討していくということである。

最後に、ASEAN+6とかASEAN+3とかAPECといった広域レベルでのEPA・FTAの話については、重層的に研究を推進していくということが決定されているので、それにのっとり作業を進めてまいりたいと思っている。特にアメリカ、EUとのFTAをどうするかという問題については、関係するいろいろな団体の御意見等も聞き、関係諸省庁とも意見を重ねながら、先ほどの基本方針を踏まえて検討しているところである。

あと、あえて一言だけ付け加えさせていただくと、よく中国や韓国のFTAのやり方と比べて日本は遅れているのではないかとと言われることがあるが、私どもは必ずしもそうではないと思っている。今申し上げたように、署名済みの条約の数を比較すると日本が8本、ASEANが大筋合意済みで1本、合わせれば9本である。中国が実質3本、これはASEANとチリとパキスタンである。それとマカオと香港との協定もあるが、実質3本である。韓国は5本である。これはチリ、シンガポール、EFTA、スカンジナビア、それからASEANである。ただ、ASEANについては、タイは除外している。加えて、米韓FTAがあるが、特に日本が出遅れているということとは言えないと思っている。

それから、例えば中国のFTAについては、物品先行で、投資とかサービスは後回しとである一方、日本についてはむしろ包括的である。中身が濃くて更に幅広いというところでは、むしろ日本にとっては経済的な意味は大きいと思っている。

○浦田主査 どうもありがとうございました。

それでは、農林水産省から何か補足的な御説明があったらお願いします。

○山下審議官（農林水産省） 特にないが、草賀審議官がおっしゃったように、7月にファルコナー議長の農業交渉のモダリティ案が出て、それについて9月から技術的な議論がジュネーブでされているということで、引き続きそれに積極的に参加していくということである。

○浦田主査 続いて、経済産業省の方から補足的な説明があったら、お願いします。

○田中課長（経済産業省） 説明が重複しないように補足だけ簡単にさせてい

ただきたいと思う。

日本の貿易の現状を実額の割合で見ると、既に発効済みの協定、署名済みあるいは未発効の協定の相手国との貿易額、それから、交渉中の国の貿易額を全部合わせれば、全貿易額の3分の1ということである。ただ、実際に動き出しているというものというところでは10%前後である。

これは輸出と輸入を合わせた数字であるが、輸入の方は湾岸諸国が含まれており、原油等が入っている関係で数字が大きく出ている。輸出市場の獲得という意味では、数字が総体的にはやや小さくなる部分もある。中国、米国、EUといったところとの貿易額もかなり大きいということが、事実として数字の上では出てくるということである。

私どもが最も競争相手として意識をしなければいけないアメリカ、EUの取組ということであるが、もちろん地理的条件、いろいろな外交的な環境も全く違っているので単純な比較はできないわけだが、アメリカの場合、やはり NAFTA があるという関係で、アメリカ自身の貿易に占める FTA の割合というのとはもともと高く、そこに最近の交渉が乗っかってきている状況である。ただ、アメリカの締結している協定も、数の割には貿易額的な意味ではそれほど大きくない国を相手としたものが多いため、それほど貿易額が劇的に増えているということではない。また、アメリカから見たときにも、大きな市場が当然のことながら対象となっていないというところがある。

EUは、域内貿易を含めるかどうかでももちろん数字が違って来るわけだが、EUを1つのまとまりとして見た場合、協定が発効済みの国との貿易額の全体に占める割合は、日本よりも大分進んでいるところはある。だが、交渉中の国まで含めると、とんとんぐらいなのかなというところである。ただし、EUの場合アメリカと異なって、韓国、インドと交渉中であるほか、交渉が間近とされている ASEAN といった、私どもと重なるアジアの国との取組もかなり本格的に進めてきているというところもあり、あと南米との交渉も始めているということもあって、かなり全面的な取組をしている状況である。EUも当然だが、アメリカ、中国、日本も含めて、何ら取組がないというのが今の状況である。

それから、先ほど草賀審議官から若干御紹介のあった日本、中国、韓国について説明する。質の面では、私ども日本の協定の質が極めて高い一方、韓国は数字的な意味では明らかに一線を越えたというか、100%に迫らばかりの勢いでやっている。中国の場合、FTA 発効済みの国、地域との貿易額をみると、数字的に香港とかマカオが入っているものだから、必ずしも正確な貿易実態を反映しているとは言えない部分があるが、交渉中のものを含めると 24.9%となっている。

先ほど、草賀審議官から御紹介があった ASEAN との協定については、いよいよ

よ最終合意が間近になってきているわけであるが、これに関連して以下の点に触れておきたい。すなわち、ASEAN との関係では、二国間の協定をやった上でマルチの協定をやるという、世界でも余り前例がないような交渉の仕方をしてきたおかげで、二国間で高い市場開放を実現し、投資を含めた実質的なルールも決め、その上で、合意ができるマルチの協定によって、国の間を行き来する産品についても広くカバーすることができたのである。このようなバイとマルチ両者の組み合わせによって、結果的に ASEAN 地域と日本とを一体とするような、生産ネットワークづくりというものが本格的に進む基盤が確立したという感じがしている。もちろん、日系企業は既に実態ベースで進んでやっているところがあるわけだが、それをかなり強固にできる。ここでは御紹介できないが、韓国などとの比較でも、テレビや自動車部品といったかぎになる品目でも、向こうよりもいい条件で実は市場開放も獲得できていて、その意味で全体として質の高い協定づくりということが、それなりに実践できているのかなという感じを持っている。

先ほど御紹介があつて、また閣議決定にもある ASEAN+6 の経済連携構想、これは今、民間レベルで研究会をやっているということで、いろいろなアイデアをぶつけ合っている段階である。

他方、ASEAN を取り巻く F T A 交渉の状況であるが、日本とも妥結が間近ということで、中国、韓国、日本との協定がそろい、インド、豪州、ニュージーランドとの交渉がかなり終わりに近づいてきている。来年の半ばぐらいを目途にということで、各国とも真剣にやっているということであるので、その辺がまとまってくると、来年後半辺りに ASEAN をハブとして、プラス6と言われる国々が、結果的に F T A を通じて間接的な形では少なくともつながるという状況ができるわけである。民間の方の CEPEA（東アジア包括的経済連携）の報告も、来年の夏にまとまって出てくるという予定であるので、それを踏まえて、その段階でまたいろいろ検討がなされるものだとして理解している。

直接には E P A ではないが、日本がこの地域の経済状況について、F T A だけではなくていろいろな知恵づくりといった面でも貢献したいという意思の表れとして、東アジア・ASEAN 経済研究センターといったような構想に取り組んでいるということだけ簡単に触れたいと思う。

最後に、投資協定について述べる。こちらについても、先般の成長戦略等でいろいろと御議論いただいているが、日本自身、投資からの収支が貿易収支を上回るというところまで経済の成熟段階が来ているという中で、やはり投資の我が国にとっての重要性ということは強調してもし過ぎることはないという認識である。日本の投資協定づくりについては、今、E P A の中で非常に質の高い投資ルールをどんどん結んでいるのだが、実は、まだほかの主要投資国との

関係で言うと、数という面で見劣りをするところがある。もちろん数がすべてということではないが、日本もこれだけ広範な国々・地域を相手に投資しているとすると、やはり基礎的な法的な意味でのインフラという意味での投資協定の重要性というのは、もっと強調されてしかるべきかという部分もあり、その意味で、去年もそういう議論があったわけだが、投資協定の戦略的な推進ということが重要だと思っている。また、その関連で、これも去年いろいろ議論になったが、租税条約とか社会保障協定といったところも関係各省には大変真剣に取り組んでいただいているので、引き続きそういった政府全体としての取組を通じて、投資が進みやすいあるいは投資が日本にとって利益をもたらすような、法的な面からの環境づくりが進みつつあるということだけ御紹介させていただきたいと思う。

○浦田主査 どうもありがとうございました。では、財務省から何か補足があれば。

○坂口審議官（財務省） 特にありません。

○浦田主査 では、これから質疑応答に入りたいと思う。

まず、私から幾つか質問させていただきたい。1つは、日 ASEAN のマルチができるということで今交渉をやられており、それもほぼ大筋合意ということなのだが、日 ASEAN の交渉の場での、自由化についての部分はどうなっているのか。もう少し具体的に言うと、先ほど田中課長からもお話があったように、例えば、日本とタイでお互い自由化の取り決めがあるように、バイで自由化という1つの枠があるなかで、それプラスまた日 ASEAN の交渉の中で関税引下げというのがあるのかという質問である。

あと1つは、オーストラリアとの F T A ・ E P A 交渉で、日本にとってエネルギーが重要な分野なわけであるけれども、その部分での進展というか、最近の動きを教えていただければありがたい。もう少し具体的に言うと、日本はエネルギーの安定供給を確保したいという趣旨から、できればそのような項目を入れたいわけである。そういう発言をなさっているかどうか分からないが、そういう見方に対してオーストラリアはどのような姿勢なのか。

それから、投資協定のお話を伺っていると、日本は攻める側にあるわけだが、反対に日本が投資協定に関する交渉の中で守りという部分があれば何かということをお教えいただきたい。

○草賀審議官（外務省） まず、日 ASEAN の自由化率、特にバイとの関係ということだが、基本的には、おっしゃるとおり、バイで自由化を個別品目にわたってずっと交渉してきているので、非常に深掘りしている。それとは別に日 ASEAN でやるということの日本側の一番のメリットは、さっき田中課長も言われたような、累積原産地規則というものを認めてもらい、日 ASEAN ワイドで、日

本の物品が自由に最適生産地を求めてプロダクション・シェアリングできるようになるというのが大きいと思っている。したがって、自由化率の方では、ある品目によっては、向こうの強い要望もあって、少しバイを超えて出すところもある。総体的に言うところまで出してきたものの大体の範囲あるいはその辺りで対応している。国ごとにも若干違うが、特に大きな逸脱というのはないのだろうと思っている。

○浦田主査 もうちょっと違う角度からの質問だが、日本側にとってはどうか。例えば、日タイで日本側の自由化の約束があるなかで、日 ASEAN で交渉したときに、日本にもっと自由化を求めてくるのではないか。これはタイからかもしれないし、他からかもしれないが、そのときに日本は既存のバイの F T A の中一番高い自由化を実現する必要があるのではないか。今ある以上は認めたくないと思うのだが、日本側の場合はどうか。日本側にとって ASEAN と交渉することで、より多く開放するということはあったのか。

○草賀審議官（外務省） それを今申し上げたと思ったのだが、日本側が日 ASEAN でバイ以上に開放したものはゼロではない。それは相手の強い要望があったものである。

○浦田主査 それはお互いにか。

○草賀審議官（外務省） まだ交渉中で、最終的な取り決めはできていないので正確には申し上げられないのだが、ただ、そこは余りポイントではない。

○浦田主査 累積というのがポイントだというのはよくわかる。ただ、自由化交渉というのを既にバイですてしまっているのに、また地域で自由化交渉をやっているのか。

○草賀審議官（外務省） もちろんやっている。基本的には、日本が 90%は即時関税撤廃、10年以内ということ言えば 93%まで関税を撤廃するとしている。残りについてはいろいろと下げ方はあるが、そこはまだ正確には申し上げられない。

それから、向こう側については、90%まで 10年以内で撤廃というのが ASEAN 6か国との取り決めである。それ以外の C L M についてはちょっとハンディをつけられるが、そんな経緯でやっている。

それから、日豪 E P A の方だが、やはり資源・エネルギーは大変大事だと思っている。オーストラリアはそういう意味では世界の大国である。安定供給をどうするかというのが大問題で、これは大体共同研究にも載っているのだが、日本からは、輸出税の禁止とか、輸出禁止の禁止とか、あるいはそういう資源・エネルギー分野への投資の促進とか、あるいはそういう分野での制限的な措置をとる際の情報提供等を中心に求めており、それに対するオーストラリア側の反応は、積極的だが用心深い。彼らは資源・エネルギーについて、これまで E

PAでチャプターを入れたことはなく、今度が初めての経験になる。だから、当然慎重にならざるを得ないということを1つ指摘する。

もう1つの指摘は、彼らは、市場原理というメカニズムを大変重視してやりたいと思っており、いかなるEPA資源チャプターといえども、市場メカニズムを崩壊させるようなものにはできないという立場にあるということである。我々も当然そうで、むしろ市場メカニズムを更に強化するという枠組みはできないかと考えている。また、彼らも真剣に耳を傾けており、なかなか難しいが、何かできないかと、両者ともそういう気持ちを持ちながら、しかし、まだ確たるものは見えないということで、今、交渉を鋭意やっている。

○田中課長（経済産業省） 私はそういう問題があるという認識は余りしていなかったのだが、今御案内のとおり、投資協定も世界的に新しい時代の投資協定ということで、特に企業対国の仲裁であるとか、いろいろなものがかなり定型的な形でそろいつつあるという認識でいる。日本も、今そういう意味で最も時代の最先端に行くような投資協定を目指してつくっているところである。もちろん相手に義務をかけるということは、日本自身に法的な意味で同じ義務がまたかかってくるわけなのだが、そこは先生が言われたような意味で、特に守りということが大きな問題になっているという認識は必ずしもない。

○浦田主査 ありがとうございます。各メンバーの方々いかがか。

○伊藤メンバー 自由化率で90%というのは貿易額ベースと理解している。韓国などはタリフ・ラインで90%というような取り決めをしており、最近ほとんどタリフ・ラインが世界の標準になっているのではないかとというのが我々の理解だが、日本は貿易額ベースにこだわっているということではよろしいのか。

○草賀審議官（外務省） その点については、私は客観的な実情はよく承知していないが、ジュネーブのWTO交渉の中で議論がいろいろあって、結論が出ていない状況である。貿易額ベースなのか、品目ベースでやるのか、これは全く決着していない。ちなみに、現に日本の貿易額の主張にも理解を示す国々も少なからずある。これはもう何年もやってきている話である。

ただ、ある意味で言えることは、両方勘案すべきだという議論に収束していく方向は出ているのではないかとということである。我々はあくまでも貿易額をベースにしており、確かに貿易額というのは貿易実態を反映しているので、そういう点で意味がある。一方、余り障壁が高い品目については、そもそも貿易がないのだから、それを下げたらどうなるかわからないだろうという話があるので、そうした場合には品目ベースも確かに意味があるだろう。したがって、品目ベースも参考にしていって見よう。例えば、日本のこれまで結んだものを見ても、品目数ベースで見たら極めて悪くて、貿易額の方が90%を軽く超えているというような、不均衡がある状態にはなっていないと思っている。現に、例え

ばインドとも交渉しているが、インドもWTOの場では貿易額ベースでやるべきだと言う一方、EPA交渉については品目数ベースで交渉しており、少し食い違っている。その点についても、我々は、品目ベースも1つの参考にするということで、両者を見てやればいいのではないかという理解を共有しつつある。

○伊藤メンバー タリフ・ラインで見ると90%はっていないというのが私の理解である。貿易額、タリフ・ライン両方で95%というのであれば、それは非常にクリーンなものであると考えている。是非それを目指していただきたいなと思う。

あと、貿易額ベースでも、例えば、タイとかメキシコ相手の場合、日本の方が、自由化率が低いということだったと思うのだが、ほとんどがそうなのか。これはかなり恥ずかしいのではないか。

○草賀審議官（外務省） それはよく言われるのだが、我々としても日本の国益のために最大限とるようにやった交渉の結果であり、相手の自由化率を上げながら、他方で、国内の守るべきもの、センシティブ品目とセンシティブ・エリアを踏まえて国全体でやっている。一概にこちらの方が高くあるべきだということも言えないと思うし、さっき伊藤メンバーがおっしゃった95%以上を目指すべきだというのは、気持ちは全くよくわかるが、これまたその国々との間でいろいろな実態があり、それを踏まえてやらざるを得ないものである。そうすると、ボトム・ラインとしては90%というのがどうしても出てくるのではないかというのが、政府の中の共通認識だろうと思っている。

○坂口審議官（財務省） この議論はしょっちゅう出るので、事実関係を確認するが、貿易額ベースで見ると、ほぼ大方のケースについて、EPA締結前については日本側の自由化率が相手国に比べて高い。

○浦田主査 その場合は関税率をおっしゃっているのか。

○坂口審議官（財務省） 今のは貿易額での自由化率である。EPA前の自由化率を、どれだけの貿易額で関税率がゼロであるかということで計測すると、EPA前は相手国、これまで大体日本は途上国とやっているのだが、途上国の自由化率の方が低い。EPAの後、日本と向こうの譲許率を見ると、今、伊藤メンバーがおっしゃったように、むしろ向こうの譲許率が高くなっているという結果になっている。

それから、品目数でどうかということであるが、これも両方で見ると6桁ベースですべて90%、我が国の譲許率も相手方の譲許率も90%は超えているという状況にある。

○浦田主査 日墨も超えているのか。

○坂口審議官（財務省） 日墨については、日本側の譲許率が91.1%、相手側の譲許率が91.3%である。これが品目数ベースである。



○伊藤メンバー 9桁から6桁はどうやっているのか。

○坂口審議官（財務省） これは6桁を見て、9桁のうち1つでも譲許していなければ、ここはだめというルールである。

○伊藤メンバー それでも90%いくのか。

○坂口審議官（財務省） そうなる。センシティブな分野について細かく刻んでいるので、6桁で行くと日本の譲許率はむしろ高くなり、90を超えるような数字になる。

日墨で申し上げると、貿易額ベースでは先ほど御議論があったように、日本側の譲許率が86.8%、相手側が98.4%である。貿易額ベースでは日本がEPA後、相手方よりも譲許率が低いということであるが、これは先ほど説明があったとおり、それだけ、我々交渉に参画にしている者にとって、交渉で相手方の自由化率について説得し、そのメリットを理解していただいているという1つの成果の表れであるということを目指したい。

○伊藤メンバー 官僚の皆さんが優秀だというのはよくわかるが、それを国益だと言われると若干抵抗がある。それは確かに生産者の利益ではあるかもしれないけれども、消費者の利益ではない。だから、やはり原則として自由化はいいことだということ考えた上で、もし、それによって特定の品目、特定の産業、ここでは大きくりの産業ではなくて特定の品目の生産者ということだと思うが、特定の品目の生産者が不利益をこうむるといっているのであれば、ほかの手だて、国境措置ではない手だてがあるわけで、そういったことをもう少し総合的に国として考えて、国境措置ではない生産者対策というものに切り替えていくという大きな政策転換をしていただきたいと考えている。

○浦田主査 今の伊藤メンバーの御意見に対してはいかがか。

○坂口審議官（財務省） その点については経済産業省から話があるかもしれないが、交渉上、相手国の自由化率を高める努力はやっていかなければならないことであると思う。

○伊藤メンバー 国内でも是非ほかの省の人を説得していただきたい。

○坂口審議官（財務省） それから、今の品目数での規律ということであるが、日ASEANの交渉では、日本の規律ということで、10年で品目数でも90%以上と、日本の方で縛ろうということをやっている。

それから、ASEAN6、先進6か国については、貿易額と品目数両方で10年以内90%以上という規律を日本も認めることとしている。ベトナムについては、品目数で15年以内90%以上。それから、CLM、カンボジア、ラオス、ミャンマーについては、品目数で18年以内85%以上といったモダリティに合意している。

○浦田主査 本間副主査、どうぞ。

○本間副主査 個別のことでお聞きしたいのだが、「基本方針 2007」、資料3にあるように、国境措置で差額関税制度の在り方について検討するということになっているわけけれども、山下審議官、これは具体的にどういう検討状況なのか教えて頂きたい。

○山下審議官（農林水産省） WTOのコンテキストの中で、我が国の豚肉の差額関税制度について今後どうするのかを検討していくということになっていて、国内でも関係者等と意見交換を行った。WTOの交渉の中でもこれを踏まえて検討しているという状況である。まだWTOの交渉は続いているので、今ここでどうするかということについては、関係国もあることから、なかなか申し上げるわけにはいかないと思う。検討はしているということである。

○浦田主査 WTOの分野別というところ、ルールのところを検討するのか。

○山下審議官（農林水産省） これはWTOの農業交渉の中で日本がどうするのかという問題で、豚肉の関税の在り方については、恐らく譲許表でどういふふうに対処するのかということになると思う。

○本間副主査 交渉事としてはまさにそうなのだろうが、さまざまな国内的な問題点も指摘されている。交渉でどうするか、カードに使う、使わないということだけではなくて、やはり制度自体の問題点というのは指摘されているわけであるから、そういう意味では国内問題として検討する必要があるのではないか。国内への影響とか制度の透明性ということで、交渉相手ということとは別の検討をすべきだというのが、この1つのメッセージでもあると思うのだが。

○山下審議官（農林水産省） 制度自体の透明性の話であるとか、国内に与える影響などについて検討中ということである。

○浦田主査 農林水産省の中で、実際にこの問題について協議をしているということではよろしいか。

○山下審議官（農林水産省） 農林水産省と関係の団体等で意見交換をしたということである。

○浦田主査 では、委員会みたいなものを立ち上げてやっていらっしゃるのか。

○山下審議官（農林水産省） そこまではしていないと思うが、話し合いをしたということである。

○浦田主査 ほかにいかがか。

○少徳メンバー ミクロな話になるが、1つは、ABAC で貿易投資の自由化・円滑化という議論があり、毎年特に貿易の円滑化の分野で障害になっているのは何かということを検証している。これはある大学のビジネススクールに委託して調査・発表してもらったのだが、今年はルール・オブ・オリジンの調査を APEC21 エコノミーの中で実施した。特に ASEAN が中心になったのだが、非常にルール・オブ・オリジンが使いつらいというのが結論である。特に、中小企業に使うこ

とによる負担が掛かっており、実際はほとんど使っていないのではないかという結論が出たように思う。これは、ビジネススクールが我々に説明してくれた内容である。

田中課長にお聞きする分野であるが、当社の場合でも、タイの F T A ・ E P A というのはルール・オブ・オリジンの面で大変使いにくい。1つのインボイスの金額が相当大きくなれば、きっちり手続をして、この特惠関税を享受する価値がある。しかし、すごく使いにくい。今度 ASEAN と日本での E P A を結ぶということだが、この中の、累積原産地証明というコンセプトについては、バイでやっている原産地規則と、今度日本と ASEAN が E P A を結んだ場合のこのコンセプトは、バイでのいろいろな使いにくさを解決するのだろうかというのが1つの質問である。

それから、話は飛んでしまうけれども、このワーキンググループから出した提言書の中で、W T O / D D A の推進、そして、E P A のネットワークの推進があり、アメリカ、ヨーロッパとの E P A の話が出ている。もう1つ重層的なネットワークという意味で、投資協定とか租税協定とか社会保障協定ということを取り上げた。ただ、政府の「経済財政改革の基本方針 2007」の中には、出てこなかったようなイメージである。もし、検討のプロセスがおわかりになるようなら教えていただきたい。

○田中課長（経済産業省） まず、原産地証明の方についてお答えしたい。こちらについては、日本もいよいよ実際に発効して動き出している協定があり、おっしゃるとおり、今、商工会議所のネットワークで、E P A に絡む原産地証明も発給しているという状況にある。

活用をめぐる問題がないかということについては、私どもは既にここ数か月間いろいろな企業とかいろいろな団体、いろいろな御専門の方等に話を伺い、制度改正できるところは進めている。

使いにくいという声についても、いろいろな背景がある。いわゆるコストの問題なのか、本当にルールそのものが非常にわかりにくくて使いにくいという問題なのか、それから、正直言ってまだ E P A 自体を御存知なかったという問題もある。だから、まず制度そのものの普及の問題から始まって、実際の使い勝手をよくするような取組を今、進めつつあるところである。

先ほどの A P E C の調査は、恐らく、A F T A とかいろいろな仕組みで先行的に動いている制度に対する批判とか、向こうで制度を使っている立場にある日系企業による批判もあるのであるから、日本だけの問題ということではないのだけれども、ただ、原産地証明、原産地規則は、実際に制度を利用する企業にとっては最も重要なものであり、まさに入り口論であるので、このところが画竜点睛を欠くと、せっかく交渉してつくったものが生かされないということになっ

てしまう。そこは取組を鋭意進めていきたいと思っている。

それから、マルチとバイの関係は、協定としては併存しうるので、原産地証明書はまだ細部は決めていないのだが、バイを使う場合にはバイの証明書があり、今度のマルチの協定を使う場合にはマルチの証明書ということになる。これは恐らく、それぞれの企業のネットワーク、どういう商流、ものを流して商売しているかによって、使い分けがいろいろ出てくるのだろうと思っている。だから、恐らくそれぞれの企業のビジネスモデルとのマッチングの中で、どちらを使うのが有利であるのか、不利であるのかといったようなことをそれぞれ御判断いただく部分が確かに出てくると思っている。そういったところも、御判断のしやすいようなベース、情報提供を中心に整えていくというようなことがかぎになるのかなと思っている。

○少徳メンバー 追加だが、結局収斂するところが、それぞれ輸出業者の自己申告ベースを相手国に認めてもらう、逆もそうなるということまで行くと、非常に使いやすい。それによって問題が起こる可能性があるわけだが、それは起こったときの解決方法を先に考えたらどうかというのが ABAC などの議論で、そこまで急に行かないにしても、収斂するところはそこかなというイメージで議論をしていた。

○田中課長（経済産業省） 自己認証の問題については、今、規制改革検討会議の方でも御議論がなされているので、その意味では 이슈としてそういうところでの検討が行われていることは承知している。あとは、ASEAN 等の国々がまだ第三者認証とか政府認証というものを採用している中で、証明制度については、まさにメンバーが言われるように使いやすさ、利便性という側面と、それから、ある種の迂回防止を含めた説明責任、きっちりとした管理をどうバランスさせるかということが問題かと思っているので、いろいろな E P A 交渉の中で、そこはまたいろいろ検討してまいりたいと思っている。

○浦田主査 その点に関してだが、貿易手続の電子化が進むと、こういうことが非常にやりやすくなる。多分、既におやりになっているのだろうが、途上国との E P A 交渉、特に ASEAN との E P A 交渉などでは、そこは協力の部分であろうから、そういった協力を先方に提供するべきである。そのことによって日本企業もメリットを得るし、向こうも日本に輸出しやすくなるということでメリットがあると思う。そういったことは協力というような枠組みの中でやられているのではないか。そうでもないのか。

○田中課長（経済産業省） 貿易手続の電子化が E P A の中でどう扱われているのかは私もわからないのだが、恐らくそういった電子化は実態としてはいろいろ進んでいるのではないかと思う。

○坂口審議官（財務省） 切り口は幾つかあるが、日本と今までやってきた二

国間のEPAの例であれば、ペーパーレス・トレーディングという章を設け、そこでできるだけ貿易の事務上のペーパーレスを進めましょうということの規定し、それについてお互い協力していきましょうというところはある。

それから、カスタムス・プロセジャーという税関手続という章も必ず設けており、そこでは貿易手続の簡素化、ハーモナイゼーションについて両国間で協力していきましょうということを定めている。

○浦田主査 あと、少徳メンバーの方から、社会保障協定とか投資協定などが「経済財政改革の基本方針 2007」に反映されていないのではないかというお話があったが、よろしいか。

○梅溪審議官 「基本方針 2007」は、やはり骨太なので、大きなところだけ盛り込んであり、少徳メンバーの御指摘のとおりである。ワーキンググループの報告では租税協定、社会保障協定まで重層的にスピード感を持ってやることを書いてあるので、ワーキンググループの報告の趣旨は関係省で認識を持っていただいて、それぞれ取組を進められていると思う。その内容の進捗などを見ながら、今後の取組を考えていきたいと思う。

○伊藤メンバー 原産地規則に戻るのだが、日 ASEAN は付加価値ベースで合意されているという印象を受けるのだが、パイは必ずしもそうではないのではないのか。

○田中課長（経済産業省） これは選択制になっている。事実は、日本は基本的に関税番号変更と付加価値の選択制になっているので、そこは日 ASEAN 包括的経済連携も全く同じである。

○伊藤メンバー 選択制というのは、企業が選べるということか。

○田中課長（経済産業省） そうである。つまり、どちらかを満たせばいいということである。

○草賀審議官（外務省） それ以外の仕組みもあるだろう。ほかのプロダクト・スペシフィック・ルールということで幾つかまだあるから。

○少徳メンバー 今の選択制であるけれども、これは企業側の勉強不足かもしれないが、日 ASEAN 包括的経済連携ができ上がった場合、こちらを使った方のプラスマイナス面というものに、日本側の輸出する企業に対して、キャパシティ・ビルディングが要るなという感じがする。十分に使い切れる能力があるかということについて大いに私自身も疑念を持つところである。

それから、話が飛ぶけれども、今の梅溪審議官がおっしゃった投資協定とか租税協定とかの分野は、貿易で上がる国への収入以外に、投資から上がってくる日本への所得の比重が高くなってきている中で、これらの分野にもう少しハイライトも併せて出すことが、来年に向けて大事なかなという感じを持っている。

○浦田主査 もう時間が少なくなってきているので、各省の方にお伺いしたい。

EPAはシンガポールとの協定ができてもう5年になり、それから、日墨も数年経っている。EPAの成果あるいは効果に関する評価というのは、各省でやられているのか。あるいは全体で一緒になってやっているとか、もしその辺の情報があつたら、ご提供願いたい。

○草賀審議官（外務省） もちろん、ぴしっとそれだけ取り出して一体どうなったということを言うのは難しいが、概して言えば、シンガポールもメキシコも、大体すべてのこれまで発効したものについては、発効後往復の貿易が双方向で伸びている。かなり大きく伸びているものもある。

○浦田主査 細かな話は結構である。ただ、そういった評価はしているのか。

○草賀審議官（外務省） それはやっている。明らかに一番出るのが貿易である。それから、投資でもどの程度出ているかということがある。ただ、投資は若干ぶれがある。まとまった投資が出るときと、出払った後、しばらくはとりあえず減少するといった具合にで、ちょっと計りにくいところがある。貿易が一番はつきり出ている。我々は、EPAの効果はあると思っている。

○浦田主査 これは別々にやられているわけか。外務省は外務省で、経済産業省あるいは農林水産省、財務省という形で各協定の評価みたいなものをそれぞれ行っているのか。

○田中課長（経済産業省） バラバラというか、ユーザという意味ではうちが一番関心があると思う。

○草賀審議官（外務省） 貿易の数字は統計で出ているわけだから、明らかである。

○伊藤メンバー 明らかと言っても、必ずしも明らかではない。当然、昔から伸びているわけだから、トレンド以上に伸びているとか、品目別に見ると上がったたり下がったりしているわけだから、どの品目がどれくらいの効果を得たのかということが重要である。例えばシンガポールだと、日本からの輸入で一番伸びたのはビールだとよく言われる。では、ビール以外は本当に伸びているのかを検証して、余り明らかではないというのだったら、では、ビールだけだったのかということにもなるだろうし、本当に貿易が全般的に伸びているかどうかという検証は、それほど簡単ではないと思う。

メキシコは、最後にオレンジジュースであれだけもめたのに、オレンジジュースの日本の輸入は伸びていない。あの騒ぎは何だったのだということも思う。だから、品目別にいろいろ最後までもめて、5%、10%のところギリギリ交渉したのが本当にきいているのかというところを見ていくとか、やはり貿易全体ではなくて自由化した品目が本当に伸びているのかというのを見ないと、もともとゼロのものが幾ら伸びたってFTAでも何でもない。その辺の検証というのは、かなり厳密に行った方がよろしいのではないかと。恐らく経済産業省と

農林水産省で行うことになるだろうが。

○山下審議官（農林水産省） 今、伊藤メンバーの方から話題が出たが、ちなみに品目別に見ると、メキシコとのEPAにより関税撤廃・削減が行われた品目であっても、もちろん豚肉とかカボチャなど増加している品目はあるのだが、メロンとかアスパラガスのように2年とも減少しているものもある状況である。先ほどオレンジジュースの話があったが、関税割当枠をつくったものの、消化率が低いとかそのような話もある。

それから、もちろんこれはいろいろな品目の需給の事情とか様々な背景があると思うのだが、関税撤廃とか削減が行われていないものであっても、アボカドなどは2年とも連続して増加している。であるから、一概に関税撤廃したからすぐ伸びるのかとか、関税をそのままにしておいて、これは伸びないのかとか、そういうことは直接的なものはないかもしれない。あくまでも需給、国内の需要だとか、向こうの供給余力だとか、加えて、価格の面も含めて、いろいろな要素が絡みあって、結果としてこういったものが出てくるとのことだと思う。

○田中課長（経済産業省） ちょっとずれるかもしれないが、実はその関係で一番関心を持っているのは、当然商売を実際にやっている当事者の方々であるところ、実はEPAの中で、ビジネス環境委員会という仕掛けがある。これは現地、それから、日本側も含めて、相手側も含めて、関心のある産業界の方に定期的に集まっていたり、双方の政府も入って、EPAの運用から、若干外に出るような投資環境に絡む問題や、いろいろなことを議論する場を定期的に設けているものである。日墨などは何回かやっているのだが、そういう場の中で、いろいろな問題などがもっと相手国政府との関係で取り上げやすくなり、それがいろいろプラスになってくる。あるいは投資などについても、いろいろな問題の解決をもっとリードしやすくなり、直ちに投資金額が何倍ということではないのだけれども、いろいろなオペレーションにプラスになってくるといったことがある。このようないろいろな取組が、大事だと思っており、そういうことも含めての評価が必要かなという感じは持っている。

○伊藤メンバー メキシコについては、自動車と電機が問題になっていた。要するに、部品を輸出するのに高い関税が掛けられ、EUやアメリカの企業に比べて不利になっていた。こうした状況がものすごく推進要因になって、経団連もそこで推進して、経済産業省が頑張ったと思う。締結後、実際に部品の貿易額は伸びている。ただ、投資の伸びというのは、それを見越してむしろ締結の前に起きていた。部品は確かに伸び、余り予想していなかったのだけれども、たしか自動車の製品も伸びている。電機の方の製品は覚えていないのだが、その辺は、考えていたものとちょっと違うような効果が起きたり、思っていた効

果が出なかったり、いろいろなことがあると思う。

○浦田主査 完成車の輸出の増加については、現地生産している企業に対して設けられている、無税で輸入できるという枠を増やしてくれたのではなかったか。

○伊藤メンバー では、それはEPAの効果なのか。

○浦田主査 そうだと思う。

○少徳メンバー やりやすくなったということか。

○浦田主査 無税枠が広がったということである。

○少徳メンバー 特に、メキシコへの輸出がやりやすくなって、中間財が増え、併せて完成品も韓国がメキシコとの間でEPAがまだできていないために、ちょうど日本のメーカーが完成品も中間財も伸びたというようにとらえている。

○浦田主査 時間が来たので、本日はこれで終了させていただきたい。

御多忙のところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

(以 上)